

令和4年度第2回入札監視委員会議事録

1 日 時

令和4年11月24日（木） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

第3庁舎15階第1会議室・第2会議室

3 出席者

【委 員】

井町委員長、土屋委員、渡邊委員

【事 務 局】

財 政 局 資産管理部 対馬部長

資産管理部契約課 大塚課長、川端担当課長、
和田調整係長、中村土木契約係長、
三平建築契約係長

【設計担当】

港湾局 川崎港管理センター整備課 岩田担当課長、三亀課長補佐、
小林職員

上下水道局 下水道部施設課 清水課長、浪貝担当係長、
樋口主任

まちづくり局 施設整備部施設計画課 西垣担当課長

上下水道局 水管理センター水道施設管理課
篠田課長、角田施設第1係長、
串田職員

環境局 施設部施設整備課 池田課長 笠原担当係長

建設緑政局 道路河川整備部施設維持課 西澤担当課長、
佐々木河川設備維持改良係長

建設緑政局 道路河川整備部河川課 齋藤担当係長

上下水道局 総務部管財課 春林担当係長

交通局 企画管理部経理課 野川課長補佐

病院局 総務部経営企画室 村木職員

4 議 題 (1) 入札・契約手続の運用状況等について

(2) 令和4年4月1日から令和4年9月30日までの発注工事の抽出
事案について

(3) その他

5 公開・非公開の別 公開（一部非公開となる場合あり）

6 傍聴者数 0名

7 発言の主な内容

事務局 【令和4年度第2回入札監視委員会の開催宣言】

事務局

[議題（１）について]

- 「入札参加方式別発注工事総括表」（資料１）について報告
市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、令和４年４月１日から令和４年９月３０日までに契約した工事について、契約方法別に件数を報告
- 「入札方式別発注工事一覧表」（資料２）について報告
表示内容について説明
(工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課及び随意契約の根拠法令等)
- 「令和４年度上半期指名停止等一覧」（資料３）について報告
「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、令和４年度上半期に指名停止等を行った事案を報告

[事務局説明に対する質疑について]

土屋委員

資料１について、前年度同時期の件数はどの程度あるのか。

また、この時期にどの程度の案件が不調になっているのかも御教示いただきたい。今後はWTOや低入札をした案件について資料２の備考欄に記入をお願いしたい。

資料３の指名停止等一覧について、３番目と４番目の案件は同じ防衛省近畿中部防衛局で行われた入札となっているが、こちらは同一の案件なのか別の案件なのか、御教示いただきたい。

事務局

資料１について、前年度の件数は４９７件で、その内訳としては一般競争３９４件、指名競争８３件、随意契約２０件となっている。

不調になった案件については、一定数あるが件数を出していないため、次回以降の資料ではお示ししていきたい。WTOや低入札をした案件についても次回以降の資料では備考欄に記入をする。

資料３については、３番目と４番目の案件は同一の案件である。補足としてはこの２社のほかに近畿中部防衛局の元課長についても解雇されたという状況となっている。

渡邊委員

資料１について、前年度同時期の件数比較は毎年確認しているので、次回以降は資料に加えておいてもらいたい。資料３の１番目について、１つの市や県で複数回違法行為があったのだと推測されるが、１番目の業者の場合は前回の資料だと指名停止期間が令和４年２月３日から令和４年８月２日となっており、今回の資料だと指名停止期間が令和４年４月２８日から令和４年１０月２７日となっており、指名停止の期間が被っているが、これは意味があることなのか。１つの業者が複数回違法行為をしていることに対して、悪質だと評価されていいと思うが、単純に１件につき６か月、１件につき６か月と指名停止にしているように見えるので、説明いただきたい。

事務局

前年度同時期の件数比較については、次回以降資料１に記載をする。

1 番目の令和 3 年度下半期と令和 4 年度上半期の指名停止の理由はそれぞれ談合であるが、別の案件のものである。指名停止期間中に、再度指名停止になる案件というのが、川崎市ではこの時までなかったため、国や近隣の自治体での例を参考にして、それぞれ別の案件として処理をしたため、指名停止の期間が重複したものである。

また、同じ 6 か月という期間になっているが、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱別表 2 の第 7 号の規定により、特段の事情がない限りは最短の 6 か月としている。指名停止期間中の違反や指名停止期間終了後一定の期間内に再度同じようなことを行ったときに加重は行われるが、本案件については別の案件ではあるが、最初の談合案件の一連の捜査の中で発覚した別の案件であり、別の自治体や違う時期に行っていたものではないため、加重は行わなかった。1 つの案件として処理はせず別の案件として処理することで、結果的には 2 か月間長い期間指名停止を行っている。

渡邊委員 5 番目の案件の、安全管理の措置が不適切による事故を発生させ、公衆に損害を与えた、とは具体的にどのようなことか。

事務局 当初計画していた施工内容と現場の状況に差異が発生したが、通常であれば会社に連絡をして対策を講じたうえで工事を進めていかなければならないが、現場の判断で工事を行ってしまった。結果として道路に段差ができてしまい、交通規制をする必要が生じ、路線バスも遅延してしまったため、公衆損害として指名停止を行った。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

井町委員長 [議題 (2) について]

議題 (2) の「令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「浮島 2 期廃棄物埋立管理型護岸対策（その 1）工事」の入札条件・落札結果等について説明

[一般競争入札の抽出事案「浮島 2 期廃棄物埋立管理型護岸対策（その 1）工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員 準市内業者とはどのような業者か。

事務局 競争入札参加者名簿上で、本社が市内にある業者を市内業者、本社は市外にあっても支店や営業所が市内にある業者を、準市内業者としている。

土屋委員 開札状況表を確認すると全者予定価格よりだいぶ低い額で入札をしているが、要因としてはどんなことが推察されるか。

設計担当 設計価格については標準な基準書に基づいて設計をしており、低入札

基準価格を業者側で推測しやすかったため、他者との競争で勝つためにも、利益を得ることができるギリギリの低い価格で入札を行ったと推察される。

井町委員

総合評価の評価調書を見ると、加算点は同じだが入札金額が違うのに、なぜか総合評価点が同じで、くじになっている2者がある。結果的には価格が高い方の業者が落札しているが、金額が高い方の業者が落札することも見込んだ上で制度設計をしているのか、もしくはある意味特例として考える余地があるのか意見を伺いたい。

事務局

公共工事においては、品質の確保とダンピング対策として、通常的一般競争の案件だと最低制限価格を設定して、一定金額以下は無効とすることになっているが、価格以外でも評価を行う総合評価の案件では地方自治法上で最低制限価格の設定が禁じられているため、低入札基準価格を設定している。低入札基準価格としては最低制限価格と同じ基準で設定しているが、低入札基準価格以下の場合には失格基準価格を設けており、国の方からも低入札基準価格と失格基準価格を近づけて設定することでダンピング対策の強化に努めるよう求められている。計算式のとおり、入札価格を下げると総合評価点が上がってしまうため、ダンピング対策として、低い金額で入札した価格の優位性をなくすために、低入札基準価格未満での入札はみなし評価とし、低入札基準価格と同じ価格で計算して、総合評価点を算出している。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局

○一般競争入札の抽出事案「等々力水処理センター建設土木その40工事」の入札条件・落札結果等について説明

[一般競争入札の抽出事案「等々力水処理センター建設土木その40工事」の事務局の説明に対する質疑について]

渡邊委員

「入札参加者の価格以外の評価点」のところの「施工計画」の「品質管理」の提案というのは、参加者側で積極的に管理品質の提案をして、それを市側で評価できれば加点をされるという仕組みなのか。

事務局

提案項目については、市側の方でテーマを設定し、市側で求める提案内容に対して参加業者が自社でできる独自の工夫として提案書に記載し、その提案内容を総合評価の委員会の中で有効な提案かを判断し、点数をつけるという仕組みとなっている。

渡邊委員

今回の入札価格をみると、品質管理で5点を取っている参加者は高い金額で入札しており、品質管理で2.5点の参加者は低い金額で入札をしている。このことから、品質管理を丁寧に行うと費用が上がってしまうということか。

設計担当

品質管理の提案の採点については、例えば参加者側の提案が一般的な

	内容であったりして、市側で評価できないものなどは加点しないものであり、品質管理の高評価と高い金額での入札は直接結びつかないと考える。
渡邊委員	予定価格より約10億円、調査基準価格より約6億円低い価格で落札しているが、これは、この工事を落札することで、この後の改修等の工事を随意契約できることを見越した上での低い価格での入札か。
設計担当	本案件については、低入札価格調査を行っており、業者からのヒアリングによると、資材の調達等を関連会社から行うことで工事価格を低価格にできたとのことであった。また本案件についてはこの後につながる工事等はないため、随意契約を見越した上での入札ではないと考える。
渡邊委員	今回は違うとのことだが、今後、落札後に改修工事等を継続的にこなす随意契約につながるような案件の入札の際は、慎重に手続きを進めていただきたい。
土屋委員 設計担当	脱窒ろ過地とはどのような施設なのか。 下水処理施設から下水処理水が流れ込む東京湾では、窒素やリンなどが原因となる赤潮が発生しており、脱窒ろ過地窒素やリンを取り除くための施設である。
土屋委員	本案件は、案件1と違い、低入札基準価格を下回っていても、入札価格そのものを採用して総合評価点を算出しているようだが、これは「川崎市総合評価一般競争入札実施要綱」の別記落札者決定方法の1（イ）のただし書きに当たる案件なのか。
事務局	「川崎市総合評価一般競争入札実施要綱」については令和4年9月1日に改正をしているが、本案件については、公告が1月であったため、改正前の要綱に則り、WTO案件ということで、ただし書きを採用してみなし価格を用いずに入札価格にて総合評価点を算出している。
土屋委員 事務局	WTOの根拠となる規定等はあるのか。 WTOについては、政府調達の協定の中で最低制限を認めないということが条文上で明記されている。WTOのそもそもの趣旨としては、海外企業も国内企業も同一の条件にて広く入札に参加できるようにすることであり、失格基準を設けることは足切りのようにになっているため、川崎市の考えとして、WTOには失格基準は設けていなかった。しかし、下限を設けないと低価格で入札することによる価格の優位性がはたらいてしまっていることと、WTOで禁じているのは最低制限価格の設定であり、失格基準価格は低入札の制度の一部であるとの考えのもと、政令市では半分以上がWTO案件にも失格基準価格を設けている、といった他都市の状況も踏まえ、川崎市でも令和4年9月1日からWTOでも失格基準価格を設けることとなった。
井町委員長	低入札価格調査結果概要をみると、低価格で履行できる理由として、スケールメリットと、その37工事の現場事務所を継続して使用とあるが、その37工事というのは、本案件の37工事という理解でいいのか。だとしたら、1工事から40工事まで同時に行っているのか。

設計担当 その1工事は昭和50年代半ばくらいから始まっており、それから順番に工事を行っている。

井町委員長 その37工事は今でも続いているのか。終わっているとしたらまだ現場事務所が残っているのか。

設計担当 その37工事は今現在継続している。その40工事は躯体を築造する工事であるが、その37工事は躯体を築造するための仮設を作ったり、掘削を行う工事であり、その37工事とその40工事は工程が被る期間があるため、その37工事を施工中の事業者が使用している現場事務所をそのまま使用できるので、低価格での入札が可能となっている

井町委員長 そうすると、一度工事を落札して現場事務所を立てると、その40、その41と続いていく工事でも低価格で入札して落札できてしまうのではないかと思うが、こういったことは現実的に起きているのか。

設計担当 今回のケースは特殊で、その37工事とその40工事は1つの工事として発注することができる工事であったが、1つの工事として出すと工期がかなり長くなってしまうため、事業者の受注機会を増やすためにも分割して発注を行った。そのため、今回のようなことは常に起こるものではない。

渡邊委員 今の話を伺うと、その37工事とその40工事は1つの工事として発注するべきだったのではないかと思う。躯体を築造するのと、躯体を築造するための仮設を違う業者に施工してもらうということが、そもそも合理性に欠けるのではないか。

設計担当 その37工事は土留めと土工事で、その40工事は躯体工事であり、分割発注するのに問題はない。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「八ヶ岳少年自然の家管理棟屋根改修その他工事」の入札条件・落札結果等について説明

〔指名競争入札の抽出事案「八ヶ岳少年自然の家管理棟屋根改修その他工事」の事務局の説明に対する質疑について〕

土屋委員 履行場所が長野県にあるとのことで、ランクを広げて発注をしているが、本来のランクであるCランクのみであった場合何者くらいいるのか。

事務局 正確な数ではないが、2、3者くらいの少数であったと記憶している。今回の工事は遠方であることから、施工場所に近い事業者を選定しており、他都市の自治体に業者登録をする事業者は地元でも比較的大きな業者に限られてしまうため、今回はランクを広げて発注している。

土屋委員 入札の状況をみると予定価格を超える入札が多くあるが、遠方であることで現場に行くための費用等を上乘せして、事業者の積算に反映され

	てしまっているのか。
設計担当	今回の積算については国土交通省の積算基準に基づいて積算をしており、予定価格を超える入札について、長野県内の業者でも八ヶ岳は行きにくい場所である可能性もあるが、それが入札価格に反映されているかまでは定かではない。
渡邊委員	事業者側の問題ではあると思うが、1者だけ入札金額が高い入札参加者がいるが、このようなことはなぜ起こるのか。
事務局	本市で発注している工事として、大きく分けて土木工事と建築工事とあるが、建築工事については本市発注工事の中でも比較的落札率の高い状況となっている。土木工事は公共工事に限られるが、建築工事であると民間発注の工事もあるため、建築工事の場合業者の受注意欲との兼ね合いにより予定価格に近い金額での入札の状況がある。また施工場所が市外ということで、こういった札入れの状況になってしまっていると推測される。
井町委員長	ランクA、B、Cが参加可能な入札であったとのことだが、落札業者と2番札の入札参加者のランクは？
事務局	ランクAである。
井町委員長	これは良い悪いの問題ではないが、事実上Cランクの事業者が参加できるような金額でない工事であったことは考えられるか。本来はランクCの工事であるものの、参加できる事業者が少ないから増やすためにランクを広げたとのことだが、金額面で利益等を考えると大規模な事業者しか落札できないような工事だったのではないか。
事務局	工事の内容としては一般的な工事であり、特段難しい工事ではないため、ランクCの事業者であっても、きちんと積算すれば落札は可能である工事だと考える。
	【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】
事務局	○指名競争入札の抽出事案「末吉配水所 外周フェンス補修工事」の入札条件・落札結果等について説明
	[指名競争入札の抽出事案「末吉配水所 外周フェンス補修工事」の事務局の説明に対する質疑について]
土屋委員	地盤沈下の要因は何か。また侵入防止ということだが、隙間から何の侵入を防止することが目的なのか。
設計担当	地盤沈下の要因は、雨・風によって、フェンスの下に敷かれている芝が根付く前に流されてしまい隙間ができてしまった。 隙間については、子供の侵入を防ぐもので、子供が無理やり入ろうとすると入れるくらいの大きさになってしまった。
渡邊委員	いつも伺っていることだが、7者中4者が同じ最低制限価格で入札さ

設計担当	<p>れていることに疑問を感じている。</p> <p>積算については、諸経費以外が開示されている積算基準に乗っ取った金額で行っているため、ある程度の金額は予測できてしまう。また、業者の積算能力も年々上がってきており、事業者間での能力の差異も無くなってきている。</p>
土屋委員	<p>最低制限価格で入札参加者同士が競い合うことになっており、このままいくと予定価格には何の意味があるのかと違和感をもつ。こちらはただの意見であるため、回答は不要。</p>
<p>【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】</p>	
事務局	<p>○随意契約の抽出事案「浮島2期廃棄物埋立処分場FCSケーブルリールその他補修工事」の入札条件・落札結果等について説明</p> <p>[随意契約の抽出事案「浮島2期廃棄物埋立処分場FCSケーブルリールその他補修工事」の事務局の説明に対する質疑について]</p>
土屋委員	<p>補修を行うFCSケーブルリールは設置されてから何年くらいたっているのか。また、塩害というものは必然のものであると思うが、設置から今にいたるまで、補修等の工事はどのくらいしているのか。</p>
設計担当	<p>FCSケーブルリールは、竣工から7年経っている。また18年前に最初のを設置しており、現在のものは2代目となっている。補修工事については、塩害の関係もあり毎年少しずつ行っている。</p>
渡邊委員	<p>毎年補修工事を行っているのは同じ事業者であるのか。また、18年前設置した事業者と7年前に設置した事業者は同じ業者なのか。</p>
設計担当	<p>毎年の補修工事は同じ事業者が行っている。また、18年前に設置した事業者と7年前に設置した業者は同じであるが、契約の方法としては一般競争入札により行っており、結果的にどちらも同じ事業者が落札をした。</p>
<p>【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】</p>	
事務局	<p>○随意契約の抽出事案「上河原堰堤引上式ゲート開閉装置改良工事」の入札条件・落札結果等について説明</p> <p>[随意契約の抽出事案「上河原堰堤引上式ゲート開閉装置改良工事」の事務局の説明に対する質疑について]</p>
土屋委員	<p>昭和46年度に設置して以来、このような補修工事はどのくらいおこなっているのか。</p>
設計担当	<p>設置から50年近くたっており、直近の20年でいうとほぼ毎年耐用</p>

- 年数を超えたものの補修工事を行っている。
- 土屋委員 そうすると、毎年順番に補修を行い、一通り補修を終えたら最初に補修を行ったものから、また順番に補修を行っている、といった状況なのか。それとも今はまだ1周目の補修なのか。
- 設計担当 今はまだ1周目の補修であるが、一通りの設備の補修が終わると、また耐用年数の短い設備から補修工事を行っていく予定である。
- 土屋委員
設計担当 施設全体の耐用年数はどのくらいか。
国の方から設備ごとの耐用年数が示されており、今回の工事のモーターについては耐用年数38年で、若干耐用年数が超えてからの補修工事となってしまうている。施設全体としての耐用年数というものはない。
- 渡邊委員 不具合があるところの補修を繰り返して50年近くたっているとのことだが、技術も進歩していることから、一般競争入札を行って施設全体として一新することは考えないのか。
- 設計担当 施設全体を取り換えることについては、上河原堰堤の現在の取水方式を続けるのか変えていくのかも踏まえて、現在建設緑政局内で検討を行っており、その検討が進めば、最新技術の施設を整備することが可能となる。
- 渡邊委員 1億を超える工事にもかかわらず、予定価格と応札金額が一致することが理解できない。
- 設計担当 局内の方針で、諸経費も含め設計の単価についてはすべて公開されているため、事業者が積算をするのに予定価格の推測が容易にできる。これは随意契約でも一般競争入札でも同じことである。

【委員長により他に質疑がないことを確認】

井町委員長 令和4年4月1日から令和4年9月30日までの契約については、適正に執行されていたことを確認した。

井町委員長 **【議題（3）その他について】**

- 事務局 ○次回の事案の抽出委員について
入札監視委員の任期が今年度末までであることから、新年度に次期委員が正式に決まってから、委員会の運営指針により、案件抽出を行うことを確認。
- 令和4年度前期の委員会の開催日について
仮の日程として、令和5年7月13日（木）14時から委員会を開催することについて了承された。正式な日程については、次期委員の正式決定後に確定することとした。

【閉会】

井町委員長 それでは、これで令和4年度第2回川崎市入札監視委員会を閉会す

る。